

勤務体制の概要(店舗販売業)

店舗の名称()

勤務シフト表(業務時間入力表)

時間		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	計 (時間)
月	① 開店時間																									
	② 一般用医薬品等販売時間																									
	③ 第一類医薬品等販売時間																									
	参考 薬剤師 登録販売者																									
	参考 営業時間 特定販売時間																									
火	① 開店時間																									
	② 一般用医薬品等販売時間																									
	③ 第一類医薬品等販売時間																									
	参考 薬剤師 登録販売者																									
	参考 営業時間 特定販売時間																									
水	① 開店時間																									
	② 一般用医薬品等販売時間																									
	③ 第一類医薬品等販売時間																									
	参考 薬剤師 登録販売者																									
	参考 営業時間 特定販売時間																									
木	① 開店時間																									
	② 一般用医薬品等販売時間																									
	③ 第一類医薬品等販売時間																									
	参考 薬剤師 登録販売者																									
	参考 営業時間 特定販売時間																									
金	① 開店時間																									
	② 一般用医薬品等販売時間																									
	③ 第一類医薬品等販売時間																									
	参考 薬剤師 登録販売者																									
	参考 営業時間 特定販売時間																									
土	① 開店時間																									
	② 一般用医薬品等販売時間																									
	③ 第一類医薬品等販売時間																									
	参考 薬剤師 登録販売者																									
	参考 営業時間 特定販売時間																									
日	① 開店時間																									
	② 一般用医薬品等販売時間																									
	③ 第一類医薬品等販売時間																									
	参考 薬剤師 登録販売者																									
	参考 営業時間 特定販売時間																									

※ ①から⑤までは開店時間に係る内容を記載してください。それぞれに該当する時間帯に「1」を記載してください。
勤務シフト表は30分刻みになっていますので、15分を入力する際は「0.5」と入力してください。(例)8時15分から開店:「8」から始まるセルに「0.5」と入力してください。

※ 「一般用医薬品等」とは、「一般用医薬品又は要指導医薬品」のことを指します。

※ 「第一類医薬品等」とは、「第一類医薬品又は要指導医薬品」のことを指します。

※ 参考欄の薬剤師及び登録販売者の欄は、1名以上勤務している時間帯に、「1」を記載してください。(特定販売のみを行っている時間を含む)

※ 「営業時間」とは、開店時間のほか特定販売のみを行う時間も含まれます。

※ 「1」と記載した内容が、計算式の入った黄色のセル及び概要確認表(2/2)に反映されますので、黄色セルの操作は行わないでください。

業務体制の概要確認表(店舗販売業)

【通常の営業時間等】

週当たりの営業時間等		
①	店舗の開店時間	時間
②	一般用医薬品又は要指導医薬品(以下、「一般用医薬品等」)を販売する開店時間	時間
③	第一類医薬品又は要指導医薬品(以下、「第一類医薬品等」)を販売する開店時間	時間
④	情報提供するための設備	箇所

【開店時間における薬剤師及び登録販売者の勤務状況】

	一般用医薬品等の販売に従事する 勤務時間数(週当たり)	第一類医薬品等の販売に従事する 勤務時間数(週当たり)
薬剤師	時間	時間
登録販売者	時間	時間
総和	⑤	⑥

【体制省令への適合状況】 ※時間数は、週当たりの勤務時間数の総和とする。

	判定
<p>【要指導医薬品又は一般用医薬品販売従事薬剤師・登録販売者の勤務体制】</p> <p>一般用医薬品等販売に従事する専門家の勤務時間数 ⑤ = ≥ ② 一般用医薬品等を販売する開店時間</p> <p>情報提供設備の数 ④ </p> <p>※ なお、一般用医薬品の特定販売を行う店舗にあっては、その開店時間の一週間の総和が30時間であり、そのうち、深夜(午後10時から午前5時まで)以外の開店時間の総和が15時間以上であることを目安とする。 (体制省令第2条第1項第4号)</p>	適否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<p>【要指導医薬品又は第一類医薬品販売従事薬剤師の勤務体制】</p> <p>第一類医薬品等販売に従事する薬剤師の勤務時間数 ⑥ = ≥ ③ 第一類医薬品等を販売する開店時間</p> <p>情報提供設備の数 ④ </p> <p style="text-align: right;">(体制省令第2条第1項第5号)</p>	適否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

※ 入力を行う場合は黄色のセルのみ入力してください。
 網掛け部分には、必要な数式を算出するための計算式が設定してありますので、網掛けセルの操作は行わないでください。
 ※ それぞれの項目の適合状況を確認していただき、適否の判定の該当するものを☑してください。

【店舗販売業者の講じなければならない措置】

医薬品を販売授与する場合の情報提供その他の要指導医薬品等の販売授与の業務(要指導医薬品及び一般用医薬品の貯蔵並びに要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間以外の時間における対応に関する業務を含む。)に係る適正な管理を確保するための指針(体制省令第2条第1項第6号)	無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>
従事者から店舗販売業者への事故報告の体制の整備(体制省令第2条第2項第1号)	無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>
医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定(体制省令第2条第2項第2号)	無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>
要指導医薬品等の適正販売等のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施(体制省令第2条第2項第3号)	無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>
要指導医薬品等の適正販売等のために必要となる情報の収集その他要指導医薬品等の適正販売等の確保を目的とした改善のための方策の実施(体制省令第2条第2項第4号)	無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>

※ 該当するものを☑してください。